

監査委員公表第1号

監査の結果について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査を寒川町監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。
また、同条第10項の規定により、意見を提出します。

令和3年2月24日

寒川町監査委員 北村美仁
同 天利薫

1 監査の種類

財務監査のうち定期監査

2 監査の実施期間

令和3年1月6日から令和3年1月27日まで

3 監査の対象部課等

教育委員会 教育施設・給食課
町民部 町民安全課
企画部 企画政策課

4 監査の対象

令和2年度（令和2年4月1日から令和2年11月30日まで）の財務及び事務の執行状況

5 監査の着眼点（評価項目）

これまでの監査結果を踏まえ、留意事項等があった事務事業の改善状況を確認するとともに、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理や事務の執行が法令、規則等に基づき適切に執行されているか、公有財産が適切に管理されているか、予算執行に対して効果的かつ効率的な事務が行われているか、組織や運営の合理化が図られているかなどに着目して監査を実施した。

6 監査の実施内容

予算執行、収入、支出などの会計事務処理、契約締結及び履行、事務事業の執行、補助金等事務の正確性や庶務事務の適否などについて、検査資料等の抽出検査の他、ヒアリングを実施して検査を行った。

7 監査の結果

【教育委員会教育施設・給食課】

令和2年度に係る財務及び事務事業執行については、おおむね適正に執行されているものと認められた。軽微な留意事項については、口頭で指導した。

【町民部町民安全課】

令和2年度に係る財務及び事務事業執行については、一部の支出事務及び財産管理事務における留意事項を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。軽微な留意事項については、口頭で指導した。

【企画部企画政策課】

令和2年度に係る財務及び事務事業執行については、一部の収入事務における留意事項を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。軽微な留意事項については、口頭で指導した。

8 監査の結果に関する意見

【教育委員会教育施設・給食課】

- (1) 支出事務、庶務事務、財産管理事務においては、昨年の監査においても注意を促したところであるが、今回の監査においても改善がみられるものの前年同様の不適切な事務処理が散見された。今一度規則、規程等を確認するとともに、財務担当職員や複数職員によるチェックを徹底し、適正な事務処理に努められたい。
- (2) 随意契約は政令で規定する要件に該当する場合に限り認められる例外的な契約方法であり、特に業者の選定にあたり競争入札によらない1者随意契約とする判断は、経済性及び公平性の観点から、より慎重に行わなければならない。また、町民への説明責任を果たすことも不可欠である。
随意契約を行う場合は、他に選定できる事業者がいらないか慎重に判断するとともに関係諸規定に準拠し、今後も適正に業者選定を行われたい。

【町民部町民安全課】

- (1) 支出事務、庶務事務、財産管理事務においては、昨年の監査においても注意を促したところであるが、今回の監査においても前年同様の不適切な事務処理が散見された。今一度規則、規程等を確認するとともに、財務担当職員や複数職員によるチェックを徹底し、適正な事務処理に努められたい。特に前回監査の留意事項で、未だ処理されていない財産管理事務については、職務に対する姿勢や考え方を問われるので早急に是正されたい。
- (2) 随意契約は政令で規定する要件に該当する場合に限り認められる例外的な契約方法であり、特に業者の選定にあたり競争入札によらない1者随意契約とする判断は、経済性及び公平性の観点から、より慎重に行わなければならない。また、町民への説明責任を果たすことも不可欠である。
随意契約を行う場合は、他に選定できる事業者がいらないか慎重に判断するとともに関係諸規定に準拠し、今後も適正に業者選定を行われたい。

【企画部企画政策課】

- (1) 支出事務、庶務事務において、特に服務関係事務においては、昨年の監査で留意事項として指摘しているが、今回の監査においても前年同様の不適切な事務処理が散見された。今一度規則、規程等を確認するとともに、財務担当職員や複数職員によるチェックを徹底し、適正な事務処理に努められたい。
- (2) 町の認知度向上、青少年の健全育成、町への移住、定住の促進を主な目的として、アークリーグ開催に向けた協議が行われているが、一過性の事業にならないよう目的の達成に努められたい。また、多額の経費を要する事業であり、町民の理解が必要であることから、今後も目的や実績等を丁寧に説明されたい。